

厚生労働省社会保障審議会児童部会
社会的養育専門委員会 御中

令和3年12月7日
SBS/AHTを考える家族の会
代表 菅家 英昭

意見書

(一時保護時の司法審査に関する「骨子案」について)

私達は、児童相談所による過剰な一時保護を経験した家族が集う団体です。

第38回厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（11月30日開催、以下「前回審議会」といいます）で示されました一時保護時の司法審査に関する「骨子案」そしてこれまでの議論状況を拝見しておりますと、私たちの意見や立場がまったく反映されていないことに愕然としております。

今後の議論では、過剰な一時保護を経験した当事者の意見も踏まえて議論をしていただきますようお願い申し上げます。

記

**【意見①】 2か月間も子ども・保護者の意見聴取の機会を省略すること
に合理的理由はなく、やはり条約違反です**

【意見②】 実効的な救済の観点から、子ども・保護者側の不服申し立ては必要です

【意見③】 導入趣旨に立ち返った議論をお願いします

意見に対する理由

【意見①】 2カ月間も子ども・保護者の意見聴取の機会を省略することに合理的理由はなく、やはり条約違反です

私（菅家）のケースでは、長男が一時保護されたのは、長男が転倒事故で入院してから77日後のことでした¹。その77日間、私と妻は長男の看病のために毎日病院に通い続けました。

児童相談所職員は私と妻の看病の様子などを77日間つぶさに見て頂いていたはずなのに、突然に一時保護を行う必要があったのか今でも疑問に思っています。

このまま骨子案に基づいた制度ができた場合、私たちのケースでも、一時保護開始後7日以内に請求が行われ、児童相談所側の資料だけで裁判所が一時保護の可否を審査することになります。

もし私のケースで、一時保護時の司法審査があったのであれば、事故から77日間も経過しているわけですから、突然一時保護するのではなく、事前の請求で審査していただきたかったです。予告のない緊急保護が必要なケースがあることは理解できますが、突然の親子分離による心身へのダメージは甚大ですので、例外的な措置として考えて頂きたいところです。

後に一部開示された私の長男の児童相談所の記録には、私と妻が一時保護後に初めて長男との面会を許された場面について以下のように記録されています。

「母は本児を見るなり嗚咽、号泣。(乳児院事務所まで響き渡るほど)。…(略) …「かわいいな～」を大音量で繰り返し続ける」

突然引き離された長男と再会して思わず声が大きくなったことをこうした表現で記録されていることに私も妻も本当にショックを受けました。このほかにも、児童相談所の記録には、終始私と妻の行動は「虐待ありき」で観察された結果、歪曲されたとしか思えない表現や事実の記載が並んでいました。

ですので、児童相談所が作成した資料のみに基づいた判断では司法審査導入の意味がまったくないと思います。裁判官には、直接当事者に会って頂き、本人の言い分を聞いて頂いた上で判断して頂きたいと切に思います。こうした手続きを経て初めて公正中立な審査が成立するのだと思います。

子ども・保護者をすべて裁判所に呼び出して、意見聴取しなければならないとすると迅速な審査が困難になるとの懸念があるのもしれません。しかし、たとえば審査請求後数日以内に子ども・保護者から申し出があった場合に限り、裁判所が意見聴取の機会を設けるといった手続きも考えられるように思います。他

¹ 私（菅家）のケースの詳細については、児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会第5回議事録参照。

の司法が関与する制度でできることがなぜ一時保護の場合でできないのか疑問です²。

今回、「一時保護状」として逮捕状類似の手続きとなっていますが、逮捕手続も72時間という限られた時間だからこそ、意見聴取や不服申し立てを省略する形になっているのだと思われます。

仮に72時間の緊急保護であれば、子ども・保護者の意見聴取の機会を経ない形での身柄拘束を許容する(すなわち条約に違反しないとの)考えも理解できます。しかし、一時保護は2か月間もの長い身柄拘束を可能にする処分です。骨子案のように2か月間も意見聴取の機会を省略する合理的理由はなく、やはり条約³にも違反していると言わざるを得ないと思います。

【意見②】実効的な救済の観点から、子ども・保護者側の不服申し立ては必要です

骨子案では、「一時保護に対する既存の親権者等からの不服申立て手段である行政不服審査や行政訴訟は引き続き提起可能なことに留意が必要である。」との記載があり、これが親権者等の不服申し立てを認めない理由として考えられているように思います。

前回審議会でも委員から行政不服審査請求又は取消訴訟(執行停止を含む)を申し立てて一時保護処分を争うことができるので、子ども・保護者側の不服申し立てを認める必要はない旨の意見が出ていました。

こうした意見は、行政不服審査や取消訴訟で一時保護を争った場合の実務を認識したうえでおっしゃっておられるのか疑問です。一時保護処分は2か月間子どもの身体拘束を可能にする処分ですが、行政不服審査や取消訴訟がはたして2か月以内に結論が出ることを期待できる制度でしょうか。

現に、児童相談所の職員をつとめる一時保護検討会の構成員からも「審査請求の場合でも、行政訴訟の場合でも、2か月以上は絶対にかかります。これは一時保護に対する不服なのに、一時保護の原則期間である2か月を超えて判断が出ない手続を不服申立てとして整理したところで、何ら手続保障にならないし、意味がないと考えています。それを排除せよという意味ではなくて、別途、準抗告類似の簡易迅速に判断できる手続が必要なのだと思っております」との意見が

² 児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会でも、迅速性が求められる制度において当事者の意見聴取手続を設けている例が複数あることが指摘されている。同検討会第9回(11月16日開催)議事録6～7頁参照[土居構成員発言]

³ 児童の権利に関する条約9条2項には「すべての関係当事者は、1の規定(注：一時保護時の司法審査を義務付ける規定)に基づきいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する」と記載されています。

出ています⁴。

骨子案の理由は、実効的な救済の観点からはかけ離れたものです。裁判所の判断に対して、一方に限って不服申し立てを認めるような合理的理由は特になく、子ども・保護者の不服申し立てを認めるべきだと思います。

【意見③】導入趣旨に立ち返った議論をお願いします

第36回（11月5日）審議会で委員から、「却下の場合に児童相談所からの不服申し立てを認めるべき」旨の意見が出て、骨子案で採用されるに至りました。

また、前回審議会では「一時保護開始後7日以内の請求を原則とすべき」との意見があり、特段の異論も出ませんでした。いずれも児童相談所所長をつとめる委員の意見です。

児童相談所の現状や実務を踏まえた議論を行う必要性は理解できますが、子ども・保護者の観点からは、あまりに偏った議論で進められているように感じます。

なぜなら、児童相談所の不服申し立てを認めることも、「一時保護開始後7日以内」とすることも、審査の迅速性を後退させる議論ですが、採用されるに至っています。しかし、その一方で、条約上求められている子ども・保護者の手続き保障を求める意見については特段の合理的理由も示されることなく採用されていないからです。こうした著しく不公平な議論が行われているのはなぜでしょうか。

そもそも司法審査導入の趣旨は、子どもと保護者に対する重大な人権制約となる一時保護処分が適正になされるように司法がチェックを入れるということではなかったのでしょうか⁵。審議会の議論の推移を見ていると、導入趣旨が一時保護という公権力の行使を正当化することを前提にした議論が行われているようにしか思えません。

今からでも、司法審査の導入趣旨に立ち返った上での議論を強くお願いしたいと思います。

以上

⁴ 児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会第9回（11月16日開催）議事録7頁参照 [土居構成員発言]

⁵ 第36回審議会資料の委員等意見56頁（横田委員）は、「憲法において司法に求められる最も重要な役割が個人の権利保障であるという法学の基本前提に忠実な考え方であり、一時保護される子どもと保護者の手続き保障のため、司法審査による慎重な手続を求めるものです。これは一時保護に対するブレーキの役割を司法審査に期待するものであり、児童の権利条約9条1項が司法審査に期待するものもこのブレーキの役割です。」としています。